

## 青森市の冬情報

～青森市に転入される方へ～

### 青森の冬の状況

青森市は、人口約 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市で、県庁所在地としては全国で唯一、市域全域が特別豪雪地帯に指定されています。このため、雪対策は市の重要な課題となっております。

青森市で雪が多いのは、北西の季節風が八甲田連峰にぶつかって雪を降らせるほかに、青森県特有の地形によって、雪を降らしながら流れていくため、青森市・五所川原市・野辺地町周辺の地域で雪が多くなると考えられています。

#### ◇青森市の累計降雪量（平成 18 年度～平成 28 年度）

18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
335cm	426cm	444cm	521cm	639cm	761cm

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	過去30年平均
697cm	630cm	576cm	556cm	474cm	657cm

#### ◇青森市の積雪の深さ（平年値）

11月	12月	1月	2月	3月	4月	年
17cm	51cm	88cm	107cm	80cm	16cm	111cm

#### ◇青森市の降雪の深さ（平年値）

11月	12月	1月	2月	3月	4月	年
32cm	153cm	225cm	176cm	76cm	6cm	669cm

#### ◇青森市の平均気温（平年値）

11月	12月	1月	2月	3月	4月	年
6.8℃	1.5℃	-1.2℃	-0.7℃	2.4℃	8.3℃	10.4℃

※青森市（花園観測地点）

※平年値：気象庁において 30 年間の平均値を平年値としており 10 年ごとに更新  
(1981～2010)

市では、丁寧な除排雪を実現する「克雪体制の整備」を進めることにしており、具体的には、1つに、除排雪事業者との連携による丁寧な除排雪、2つに、流・融雪溝などのハード面の整備、3つに、町(内)会・ボランティアなどと連携した細やかな部分の除排雪により、その実現を図っていきます。

## 除排雪

除排雪をスムーズに実施するには市民の皆さんのご協力が必要です。

### 『青森市市民とともに進める雪処理に関する条例』

市民一人ひとりが互いに支え合い効率的に雪処理を行い、安全に安心して生活できるよう条例が制定されています。

除排雪作業に著しく支障をきたした場合は、勧告の対象となりますのでご注意ください。

- 道路に雪を出さないで！
- 河川への雪捨ては洪水の危険が！
- 新築（増・改築含）の際は雪処理スペースを考えて！
- たった一台の路上駐車を除雪作業の効率ダウン！

## 冬の要注意ポイント

冬の時期、雪かたづけや雪下ろしの際などの雪に関わる事故が発生しています。事故などに遭わないよう、冬の要注意ポイントを確認しましょう。

### 1 無落雪屋根住宅に関する注意

無落雪屋根住宅は雪下ろしの手間を省く住宅ですが、風向きや周辺建物等の状況により屋根上の積雪量が異なります。

雪庇等により偏った荷重が住宅にかかる場合や設計荷重を超えた場合は、雪下ろしが必要となり、その目安は戸や窓の開閉がきつくなった場合です。

そうなった時は、屋根積雪深の半分でも構いませんので、バランスよく屋根の雪下ろしをすることで、より安全に過ごすことができます。

【お問合せ】 都市整備部建築指導課 電話：017-761-4526

## 2 屋根の雪下ろしなど除雪作業中の事故

降雪による人的被害のほとんどが、屋根の雪下ろしなどの除雪作業中による事故が原因です。特に、一人での屋根の雪下ろし作業は大変危険です。事故防止のための安全 10 箇条を心がけ、安全な作業を行いましょう。

### 《雪下ろし安全 10 箇条》

- (1) 屋根の雪下ろし作業は、家族、隣近所にも声をかけて必ず 2 人以上で行いましょう。
- (2) 低い屋根でも大怪我や死亡事故に繋がるため、油断は禁物です。常に足場が滑らないか注意しましょう。
- (3) 万が一転落した場合のクッションになるように、建物のまわりに雪を残して雪下ろししましょう。
- (4) 疲れたときには必ず休憩しましょう。無理に作業を行わず自分の体調が変だと感じた場合は、すぐにやめましょう。
- (5) 晴れの日も屋根の雪がゆるんでいるので危険です。屋根からの落雪、屋根からの転落に注意しましょう。
- (6) 面倒でも命綱とヘルメットを必ず使いましょう。
- (7) はしごは足場を確保して、しっかりと固定しましょう。
- (8) 命綱や除雪機などは、こまめに手入れ・点検をしましょう。
- (9) 除雪機の雪詰まりは、エンジンを切ってから取り除きましょう。
- (10) 緊急事態に備えて、作業の時には携帯電話を持っていきましょう。

## 3 流・融雪溝は適正に利用しましょう

流・融雪溝は、使い方を誤ると事故や水があふれ出る水害（道路冠水）の原因となります。ルールを守って、適正かつ安全に利用してください。

### 《流・融雪溝使用上の注意》

- ・投雪作業中は、事故防止のため投雪口のそばにセーフティコーンなどの目印を置き、自動車、歩行者に作業していることが分かるようにしてください。
- ・投雪口を開けやすくするためビニールの袋などを挟むと、歩行者が滑って危険なのでやめてください。
- ・歩行者等の転落事故防止のため、雪切り網は絶対に外さないでください。
- ・一度に大量の雪を詰め込まないでください。また、固くて大きなかたまりは細かく砕いてから投雪してください。
- ・作業終了後は、投雪口内の雪を片付けて、蓋が浮き上がらないようきちんと閉めてください。
- ・水害防止のため、気温が著しく低い（特にマイナス 5 度以下）時は利用しないでください。

#### 4 水道管の凍結にご注意

冬期間、特に冷え込んだ日には、水道管の凍結事故が多発します。

水道管が凍結すると、水が使えず大変不便な思いをするばかりか、修理費用もかかりますので、就寝前やお出掛け前など早めの水抜きを行いましょう。

【お問合せ】青森市水道部施設課 電話：017-774-1234

#### 5 雪によるLPガス設備の損傷にご注意

雪の重みでLPガスの調整器、ガスメーター等が損傷する場合があります。雪下ろし・除雪の際や、落雪にはご注意ください。

【お問合せ】経済産業省関東東北産業保安監督部東北支部 電話：022-221-4959

#### 6 河川・水路への雪捨ては水害の危険が

河川・水路への雪捨ては水害（洪水・道路冠水）につながりますので、やめましょう。

【お問合せ】都市整備部公園河川課 電話：017-761-4191  
浪岡事務所都市整備課 電話：0172-62-1168

#### 7 除排雪作業にご協力を

安全で効率的な除排雪作業には皆様のご協力が必要です。次のポイントをあらためて確認してみてください。

- 作業中の除雪車両には絶対近づかないでください。
- 敷地内の雪は道路に出さないでください。
- 深夜の除雪作業にご理解ください。
- 膝下程度の寄せ雪の処理にご協力ください。
- ゴミ出しは決められた日時と場所を守ってください。
- ゴミ収集場所周辺の雪かたづけにご協力ください。

## 支援制度

### 《市民の皆さんの雪対策を市がバックアップ》

#### ○融雪施設設置支援制度

市民の皆さんや企業などがロードヒーティングや融雪機（槽）を設置する資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子を助成する制度です。

【お問合せ】 都市整備部建築指導課 電話：017-761-4518  
浪岡事務所都市整備課 電話：0172-62-1116

#### ○屋根雪処理施設設置支援制度

ご自宅の屋根に「屋根融雪施設」を設置する、または、屋根を「無落雪屋根」に切替える資金を金融機関から借り入れる際に、市が利子を助成する制度です。

【お問合せ】 都市整備部建築指導課 電話：017-761-4518  
浪岡事務所都市整備課 電話：0172-62-1116

#### ○スクラム排雪助成制度

市では、官民一体となった雪処理を推進するため、町（内）会などの皆さんが自主的に地域内の道路上や市民の雪寄せ場の雪を運搬排雪する際に、その費用の一部を支援します。

【お問合せ】 都市整備部道路維持課 電話：017-761-4288  
017-766-9001  
浪岡事務所都市整備課 電話：0172-62-1168

#### ○市民雪寄せ場事業

市では、住宅密集地に空地を所有されているかたが、地域の雪寄せ場として町会に無償貸付けした場合、その期間に応じて固定資産税の一部を減免する「市民雪寄せ場事業」を行っております。

【お問合せ】 都市整備部道路維持課 電話：017-761-4288  
017-766-9001  
浪岡事務所都市整備課 電話：0172-62-1168

## 《高齢世帯等の雪に関する各種制度》

### ○屋根の雪下ろし

市では、高齢者のみの世帯、障がいのあるかたのみの世帯、母子世帯のうち、市民税非課税など一定の要件に該当する世帯を対象に、業者等に依頼した屋根の雪下ろし費用の一部を助成します（豪雪時は市民税課税世帯も対象となります）。

【お問合せ】 福祉部福祉政策課 電話：017-734-5313  
浪岡事務所健康福祉課 電話：0172-62-1134

また、青森市社会福祉協議会では、積雪が1mを超えた場合、除雪が困難な高齢者世帯などを対象にボランティアによる屋根の雪下ろしを実施しています。

【お問合せ】 青森市社会福祉協議会 電話：017-723-1340

### ○間口除雪

青森市社会福祉協議会では、青森地区において、除雪が困難な高齢者世帯などを対象に地域のボランティアによる間口除雪を実施しています。

【お問合せ】 青森市社会福祉協議会 電話：017-723-1340

また、市では浪岡地区において、高齢者のみの世帯等で、市民税非課税など一定の要件に該当する世帯を対象に、間口除雪を実施しています（一部利用者負担があります）。

【お問合せ】 浪岡事務所健康福祉課 電話：0172-62-1134